

地方独立行政法人堺市立病院機構 財務諸表の確認方針

平成 25 年 1 月 23 日

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 34 条第 3 項の規定に基づき、堺市長が地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）の財務諸表を承認する際に、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う意見陳述は、この方針に基づき財務諸表及び添付書類の確認を次の観点から行うものとする。

	財務諸表 確認事項		法令等
提出書類	提出期限の遵守	財務諸表及び添付書類の当該年度の終了後 3 月以内の提出	法第 34 条
	すべての必要な書類の提出	（財務諸表） 貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算及びこれらの附属明細書 （添付書類） 事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の意見	法第 34 条 堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則第 10 条
財務諸表の整合	事業年度	毎年 4 月 1 日 から 翌年 3 月 31 日	法第 32 条
	「地方独立行政法人会計基準」への準拠性	重要な会計方針、表示科目、注記等の適切性	法第 33 条
		合計等の基本的な計数の整合	法第 33 条
		主要表と附属明細書との整合・書類相互間の整合等	法第 33 条
		運営費負担金に係る会計処理の適切性	
監事・会計監査人意見	監査報告書	財務諸表の承認にあたり考慮すべき監事・会計監査人の意見の有無	法第 34 条
		監事が理事長又は設立団体の長に提出した意見の有無	法第 13 条
その他	利益及び損失の処理等の適切性		法第 40 条
	短期借入金の限度額超過の有無		法第 41 条
	堺市からの長期借入金以外の長期借入金の有無		法第 41 条
	余裕金の不適切な運用の有無		法第 43 条
	重要な財産の不適切な処分等の有無		法第 44 条